

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

### 1. 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとされており、市は、国が示す方針にしたがって、県と連携して実施する。

### 2. 市における当面の復旧

市は、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

### 3. 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮し、迅速な復旧を行う。